

◎新潟県訓令第10号

土木部道路管理課
地域振興局

新潟県道路監理員規程（昭和37年10月新潟県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

平成28年 5月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(監理員の指定)</p> <p>第3条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域振興局地域整備部の部長、副部長（港湾空港担当の副部長を除く。）、庶務課長、維持管理課長、道路課長、<u>道路・都市整備課長</u>及び維持管理事務所長</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 地域振興局地域整備部の庶務課の道路管理担当の係長、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、道路課の課長代理、<u>道路・都市整備課</u>の課長代理並びに維持管理事務所の維持管理課の課長、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長、道路管理担当の技術専門員及び課長代理</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(監理員の指定)</p> <p>第3条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域振興局地域整備部の部長、副部長（港湾空港担当の副部長を除く。）、庶務課長、維持管理課長、道路課長及び維持管理事務所長</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 地域振興局地域整備部の庶務課の道路管理担当の係長、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、道路課の課長代理並びに維持管理事務所の維持管理課の課長、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長、道路管理担当の技術専門員及び課長代理</p> <p>(6)・(7) (略)</p>